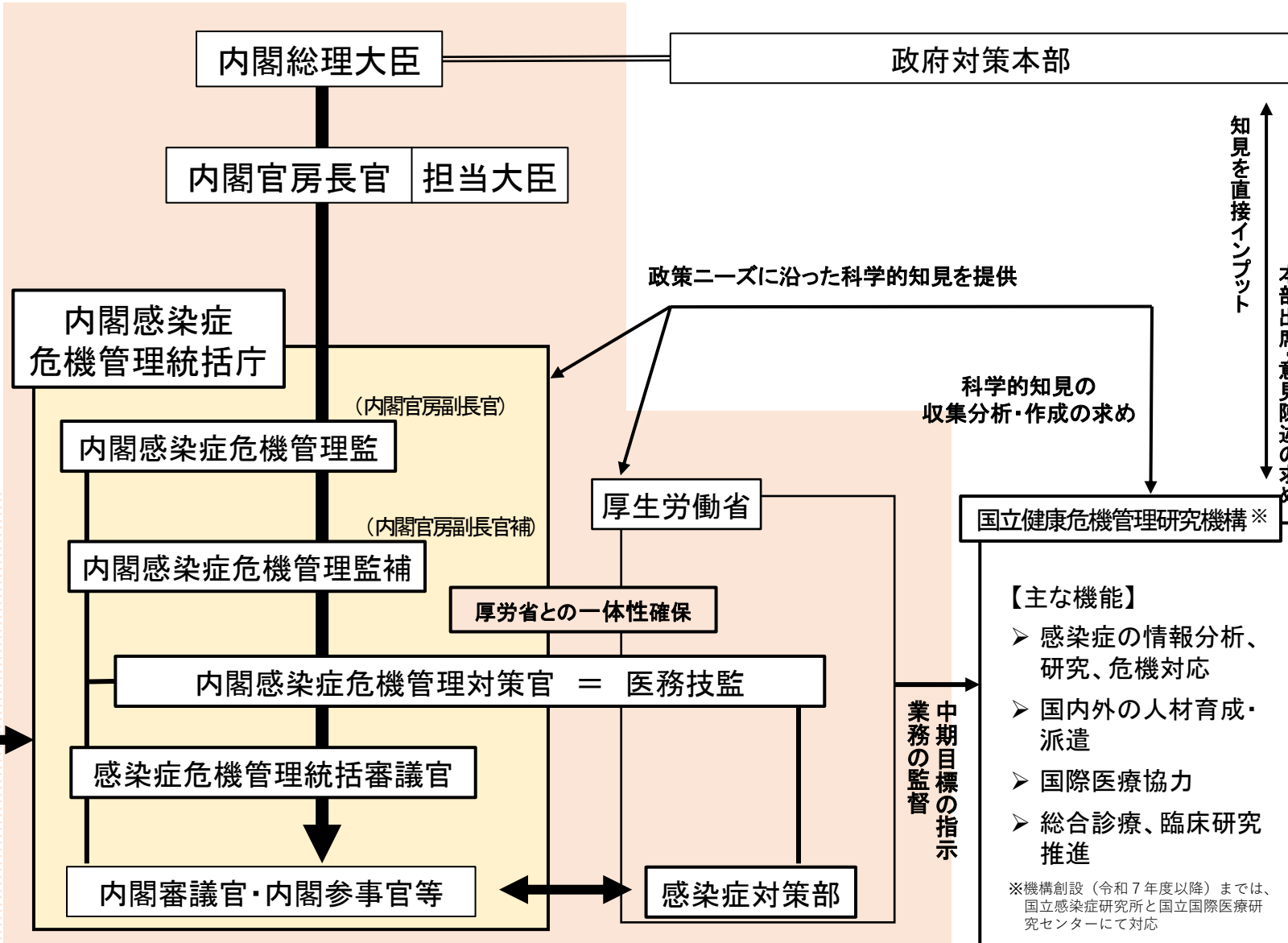


○ 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保

内閣感染症危機管理統括庁の役割と所掌する主な感染症の範囲

内閣感染症危機管理統括庁の役割

内閣感染症危機管理統括庁は関係府省庁や 関係機関と連携し、感染症危機管理の司令塔として機能する

感染症の種類	発生頻度	影響の大きさ
① 新型インフルエンザ、 新型コロナ等 (パンデミックを起こす 可能性のある感染症) ※現在、改定している政府行動計画の対象となる感染症	数年～数十年に1度	スペイン風邪(1918-1920): 死者約380,000名 (日本) SARS(2002-2003): 死者774名 (全世界) 新型インフルエンザ(2009): 死者約200名 (日本) 新型コロナ(2019-2023): 死者約 75,000 名 (日本)
② エボラ出血熱、 マールブルグ病等 (BSL4 レベル等)	未発生 (日本国内)	エボラ出血熱の致命率: 25-90% マールブルグ病の致命率: 24-88%
③ 薬剤耐性感染症(AMR) (例: 薬剤耐性結核)	徐々に拡大 “サイレントパンデミック”	何も対策を講じない場合、2050年には年間 1,000万人がAMRにより死亡と推計 (全世界)

引用元: WHOウェブサイト、日本政府のウェブサイト他

